

意匠分類記号	意匠分類の名称
H1 - 030	電気電子機器用筐体等

対応する旧意匠分類		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
H1 - 03	一	電気電子機器用筐体等 (電子機器用蝶番を H1-05 に分割)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
D6 - 510 ~ 514	収納棚、載置台

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
電気機器用筐体	電子機器用キャビネット	回路基板収納箱
防振具	電磁波シールドガasket	インシュレーター

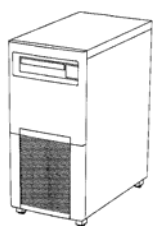
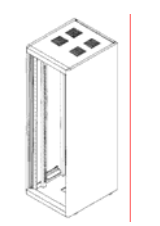
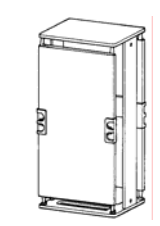
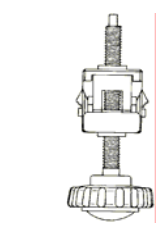
定義

電子電気機器に用いられるキャビネット、筐体のうち、特に用途的に形態の特徴が観察されないものを分類する。例えば、以下の ~ のようなものを含む。

通信機器、音響機器の筐体のうち汎用的なもの。

筐体にビス、ねじ等を使用して、直接取り付けする支持部品。

機器を囲い込み、さらに他の物品を凹部に収納又は取り付けするもののうち、当該機器の付属品としての特徴がないもの。

登録 996407 電子機器用キャビネット 	登録 835450-001 電子機器収納用キャビネット 	登録 914013 遠隔通信機器用キャビネット 	登録 1107263 電気機器用脚金具 
---	---	--	---

他の意匠分類との関係 (含まれない物品、意匠)

- ・機器の専用筐体として特徴あるものは、それぞれの機器の部品分類へ。
 放送用チューナーの筐体は H6-49。
 電子計算機用演算制御機の筐体は H6-6。
 ラジオ受信機用ケースは H7-2191。
 スピーカーボックスは H7-23290。……等
- ・音声周波機器、映像周波機器を収納するための収納家具としてしてのキャビネットは、D6-510 ~ 514 へ。
- ・電気電子機器用収納具及び通信機器、音響機器収納具であって、車載用のもののうち、コンソール又はダッシュボードを構成するものは、G2-2961 へ。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称		
電子機器用筐体	電気機器用キャビネット	家庭電化製品収納キャビネット